

その他について



広報部鳥 けんぽん
©2018 協会けんぽ大阪支部

その他

1. 協会けんぽ事業業績評価一覧
2. 新型コロナウイルス感染症による影響
3. 健康宣言事業について
4. 広報活動および広報物について

1. 協会けんぽ事業業績評価一覧

1. 協会けんぽ事業業績評価一覧

業績評価結果一覧表

I. 健康保険

1. 基盤的保険者機能関係

		令和元年度			平成30年度		
令和元年度評価項目	平成30年度評価項目	自己評価		最終評価	自己評価		最終評価
(1)サービス水準の向上	(5)サービス水準の向上	A	→	A	A	→	A
(2)限度額適用認定証の利用促進	(6)限度額適用認定証の利用促進	A	↘	B	A	↘	B
(3)現金給付の適正化の推進	(1)現金給付の適正化の推進	A	→	A	A	↘	B
(4)効果的なレセプト点検の推進	(2)効果的なレセプト点検の推進	B	→	B	A	↘	B
(5)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	(3)柔道整復施術療養費等の照会業務の強化	S	↘	A	A	→	A
(6)あんまマッサージ指圧・鍼灸施術療養費の適正化の推進	—	A	↘	B	—		—
(7)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	(4)返納金債権の発生防止のための保険証回収強化、債権回収業務の推進	B	→	B	A	↘	B
(8)被扶養者資格の再確認の徹底	(7)被扶養者資格の再確認の徹底	S	↘	A	A	→	A
(9)オンライン資格確認の利用率向上	(8)オンライン資格確認の導入に向けた対応	A	→	A	S	↘	A
(10)業務改革の推進に向けた取組	—	S	↘	A	—		—
(11)的確な財政運営	(9)的確な財政運営	A	→	A	A	→	A

※【判定基準】

S:計画を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している

C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

1. 協会けんぽ事業業績評価一覧

(協会作成)

2. 戦略的保険者機能関係

2. 戦略的保険者機能関係

令和元年度評価項目	平成30年度評価項目	令和元年度			H30年度		
		自己評価		最終評価	自己評価		最終評価
(1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	(1)ビッグデータを活用した個人・事業所単位での健康・医療データの提供	B	→	B	B	→	B
(2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	(2)データ分析に基づいた第2期保健事業実施計画(データヘルス計画)の着実な実施	A	↘	B	A	↘	B
i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	i) 特定健診受診率・事業者健診データ取得率の向上	A	↘	B	S	↘	B
ii) 特定保健指導の実施率の向上	ii) 特定保健指導の実施率の向上及び平成30年度からの制度見直しへの対応	S	↘	A	S	↘	A
iii) 重症化予防対策の推進	iii) 重症化予防対策の推進	B	→	B	A	↘	B
iv) コラボヘルスの推進	iv) 健康経営(コラボヘルス)の推進	A	→	A	S	↘	A
(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	(3)広報活動や健康保険委員を通じた加入者等の理解促進	A	→	A	A	↘	A
(4)ジェネリック医薬品の使用促進	(4)ジェネリック医薬品の使用促進	S	↘	A	S	↘	A
(5)インセンティブ制度の本格導入	(5)インセンティブ制度の本格導入	A	↘	B	A	→	A
(6)パイロット事業を活用した好事例の全国展開	(6)パイロット事業を活用した好事例の全国展開	A	→	A	A	→	A
(7)地域の医療提供体制への働きかけや医療保険制度改革等に向けた意見発信	(7)医療データの分析に基づく地域の医療提供体制への働きかけ	A	↘	B	A	↘	B

※【判定基準】

S: 計画を大幅に上回っている A: 計画を上回っている B: 計画を概ね達成している

C: 計画を達成できていない D: 計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

1. 協会けんぽ事業業績評価一覧

(協会作成)

Ⅲ. 組織・運営体制関係

Ⅲ. 組織・運営体制関係

令和元年度評価項目	平成30年度評価項目	令和元年度			H30年度		
		自己評価		最終評価	自己評価		最終評価
(1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	(1)人事制度の適正な運用と標準人員に基づく人員配置	A	→	A	A	→	A
(2)人事評価制度の適正な運用	(2)人事評価制度の適正な運用	A	↘	B	A	↘	B
(3)OJTを中心とした人材育成	(3)OJTを中心とした人材育成	A	↘	B	A	↘	B
(4)支部業績評価の実施	(4)支部業績評価の本格実施に向けた検討	A	↘	B	A	↘	B
(5)費用対効果を踏まえたコスト削減等	(5)費用対効果を踏まえたコスト削減等	B	→	B	B	→	B
(6)コンプライアンスの徹底	(6)コンプライアンスの徹底	A	↘	B	A	↘	B
(7)リスク管理	(7)リスク管理	A	↘	B	A	↘	B
(8)内部統制の強化に向けた取組	—	B	→	B	—		—
(9)システム関連の取組	—	A	↘	B	—		—
(10)協会システムの安定運用	(8)協会システムの安定運用	A	↘	B	A	↘	B
(11)法改正などへの適切なシステム対応	(9)法改正などへの適切なシステム対応	A	→	A	A	→	A
(12)大規模プロジェクトの適切・確実な実施	(10)大規模プロジェクトの適切・確実な実施	A	→	A	A	→	A
(13)中長期を見据えた新システム構想・立案や新技術の動向の調査・検討	(11)中長期を見据えた新システム構想・立案や新技術の動向の調査・検討	A	↘	B	A	↘	B
(14)情報セキュリティやシステム案件調達への適切な対応	(12)情報セキュリティやシステム案件調達への適切な対応	A	↘	B	A	↘	B

※【判定基準】

S:計画を大幅に上回っている A:計画を上回っている B:計画を概ね達成している

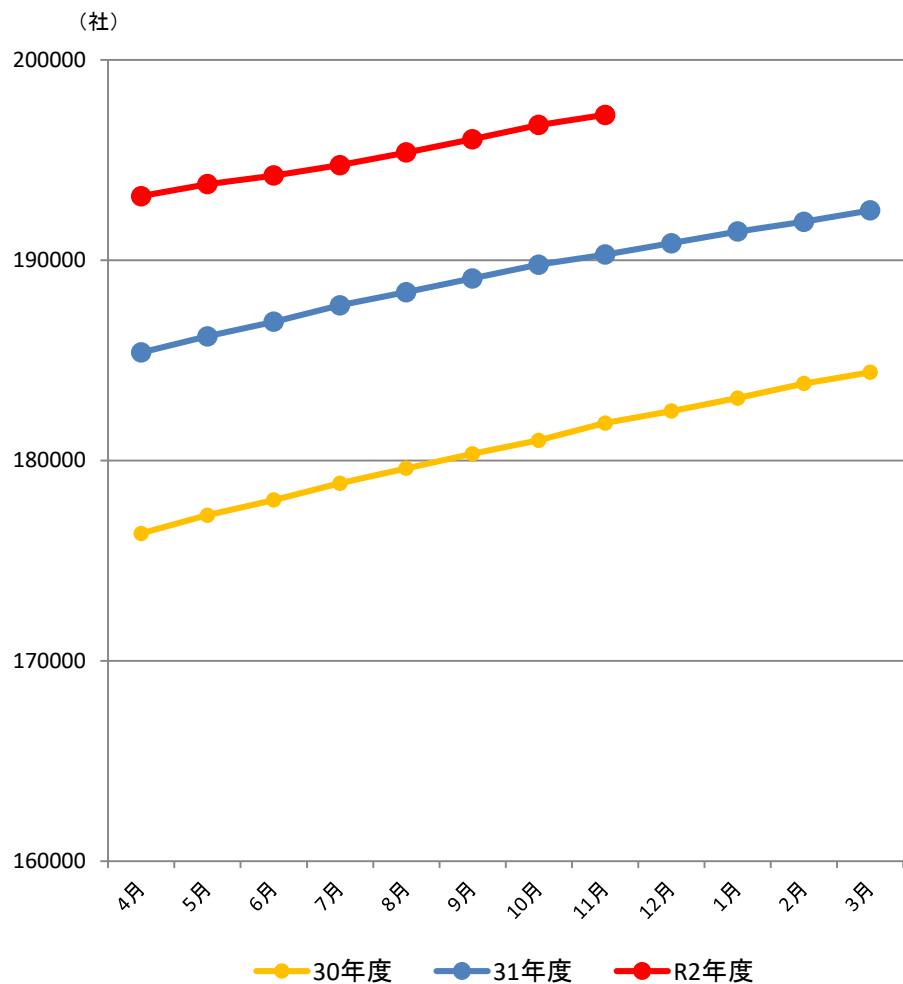
C:計画を達成できていない D:計画を全く達成できておらず、大幅な改善が必要

2. 新型コロナウイルス感染症による影響

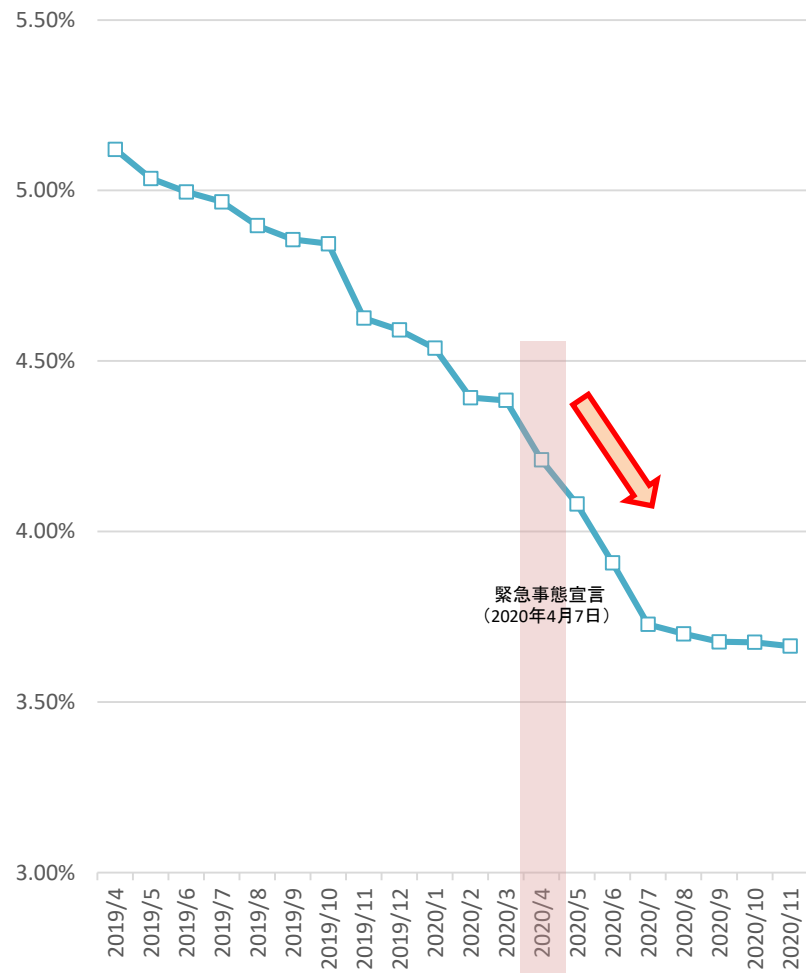
適用事業所数の推移

○ 緊急事態宣言後、事業所数伸び率が大幅に減少していたが、7月以降減少幅が鈍化している。

適用事業所数



事業所数伸び率の推移(対前年同月比)

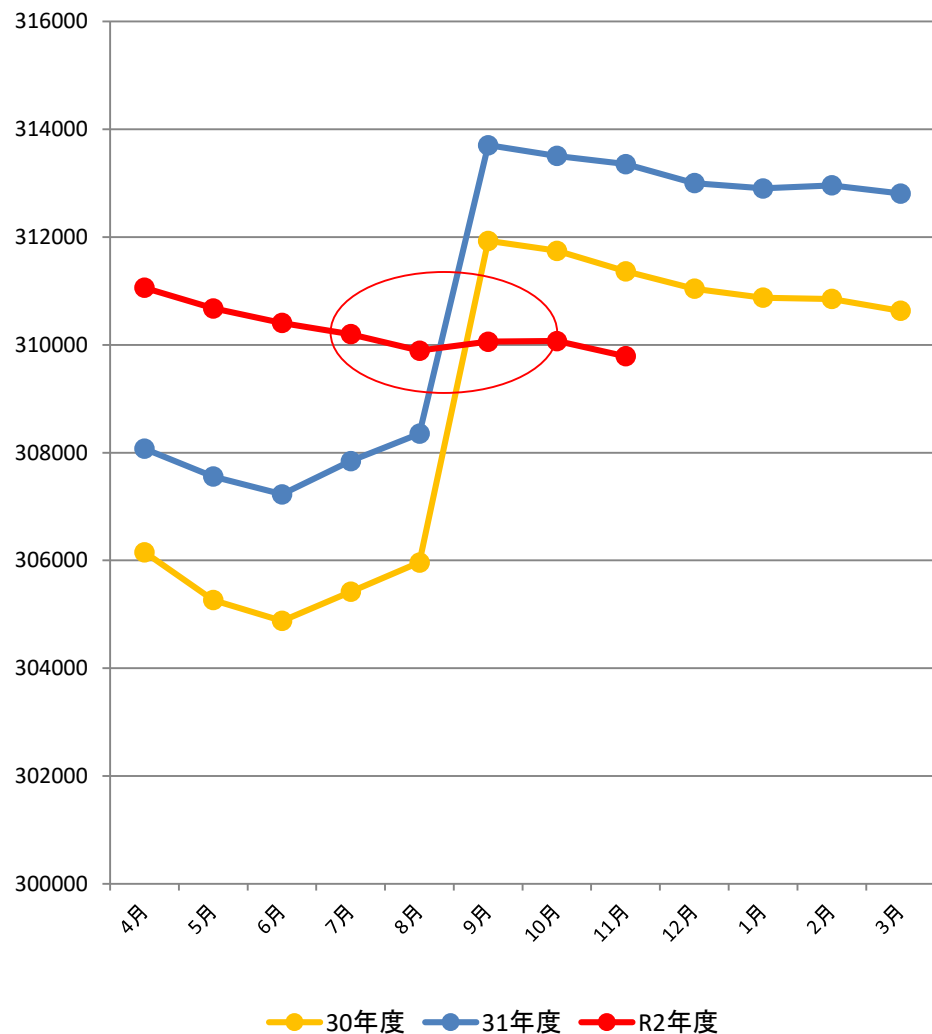


平均標準報酬月額推移

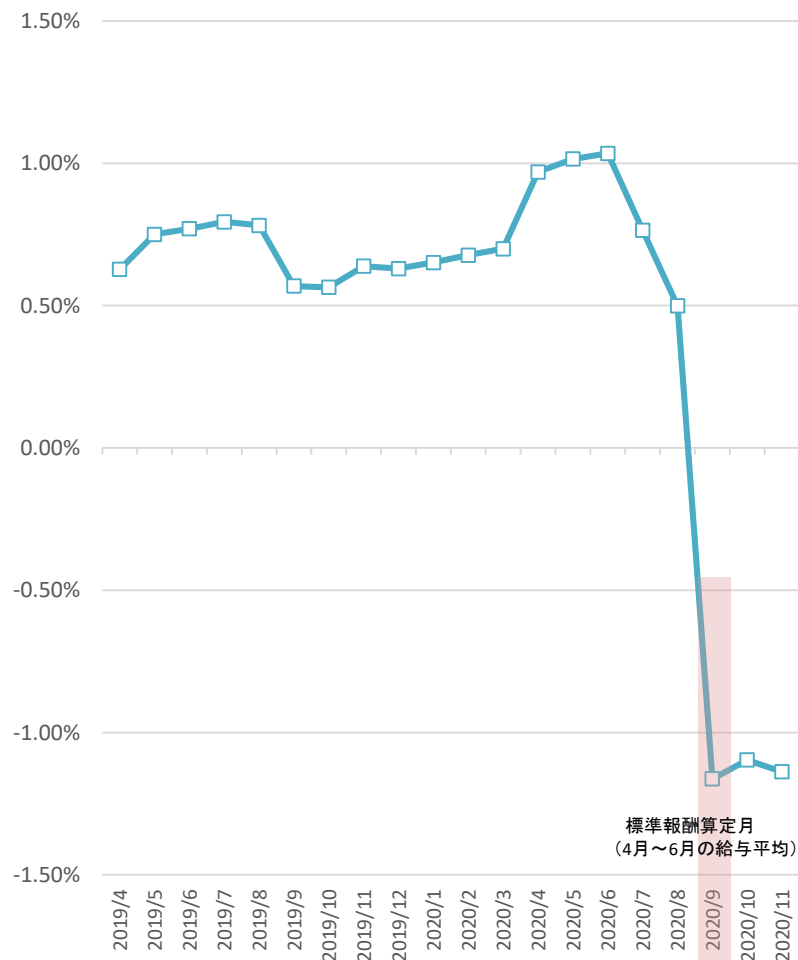
例年8、9月に平均標準報酬月額が大幅に増加していたが、今年度はほぼ横ばいの状況。伸び率についてはマイナスの状況。

(千円)

標準報酬月額の平均の推移



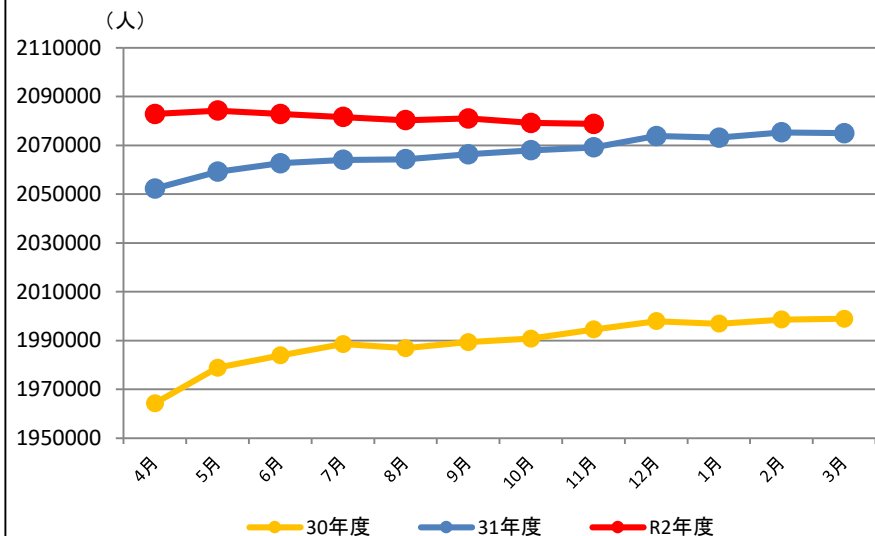
平均標準報酬月額の伸び率の推移
(対前年同月比)



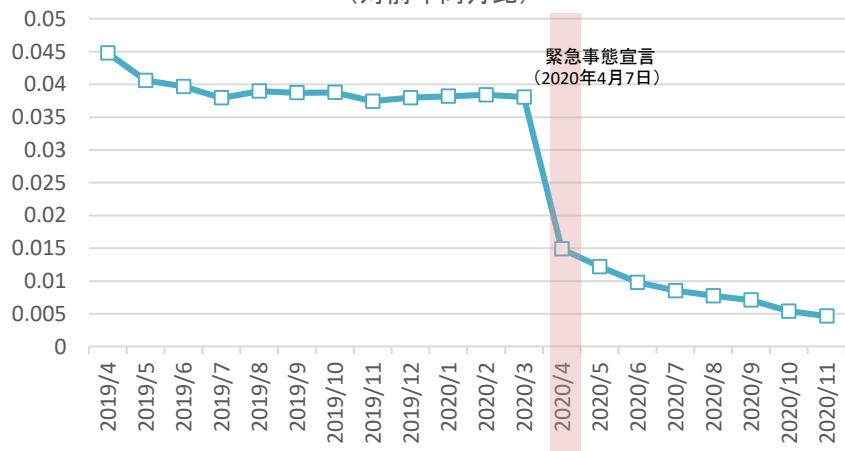
加入者数の推移

○ 被保険者及び被扶養者数の伸び率が緊急事態宣言後より大幅に減少している。

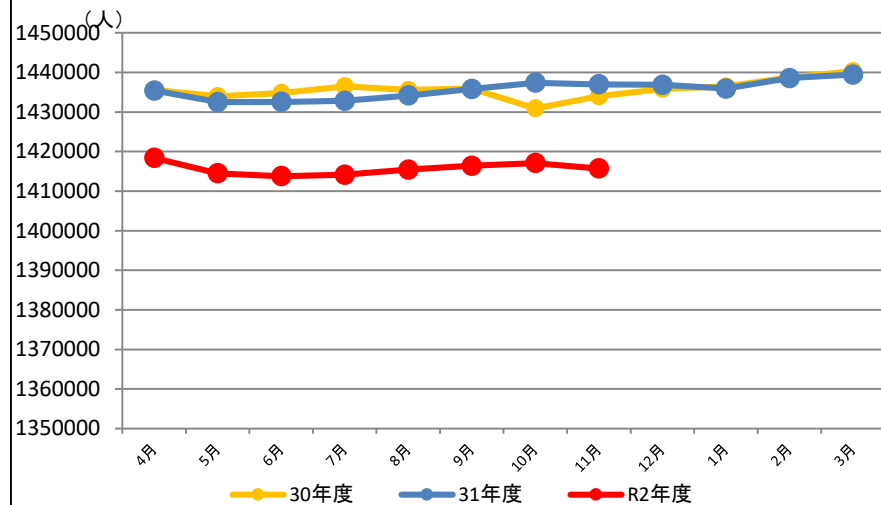
被保険者数の推移



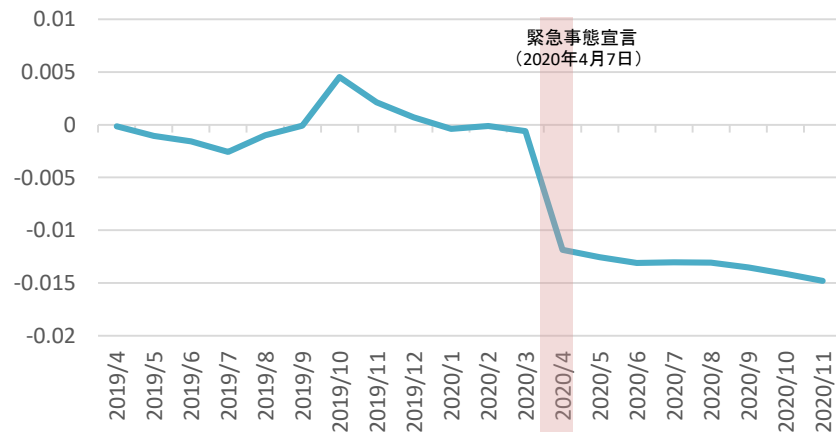
被保険者数伸び率の推移
(対前年同月比)



被扶養者数の推移

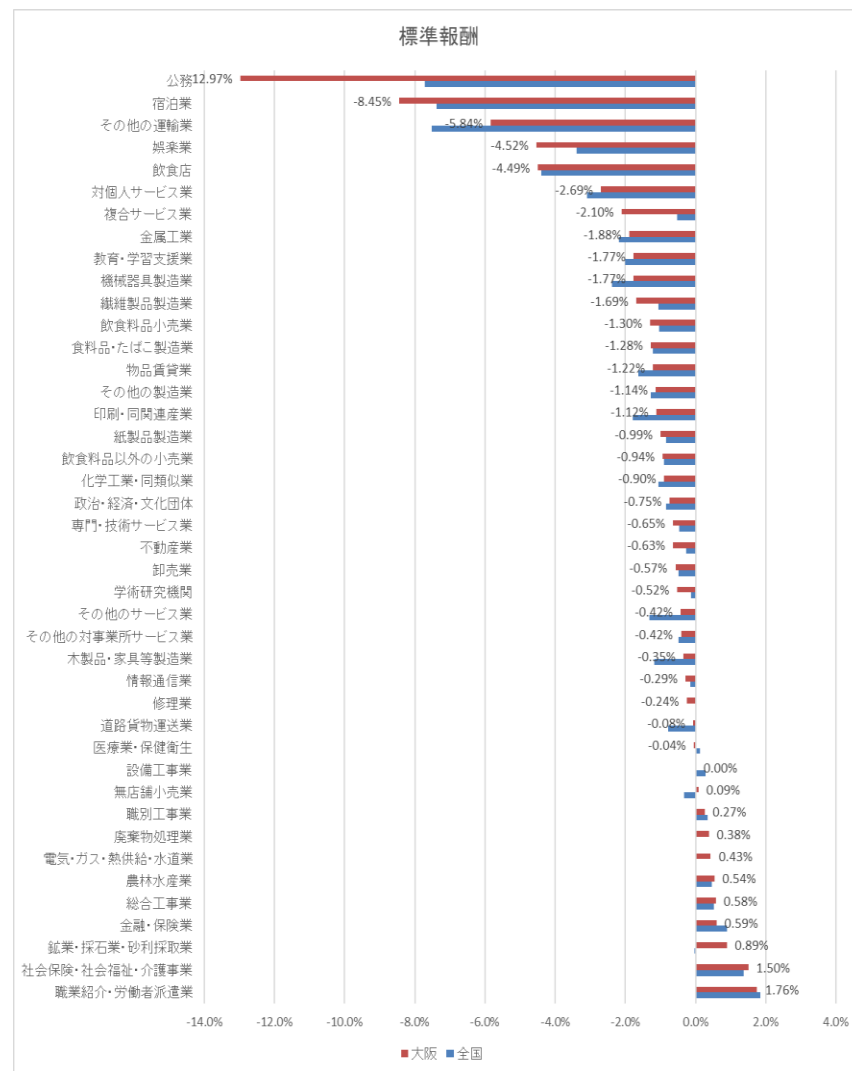
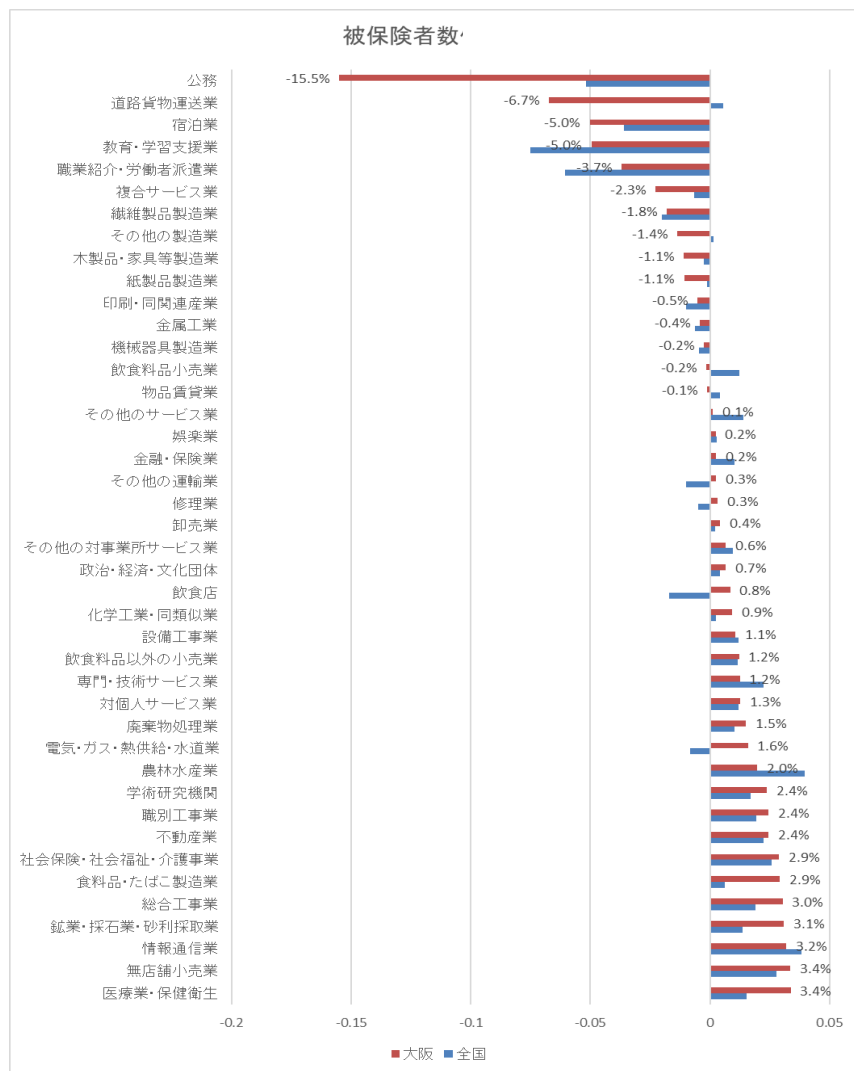


被扶養者数伸び率の推移
(対前年同月比)



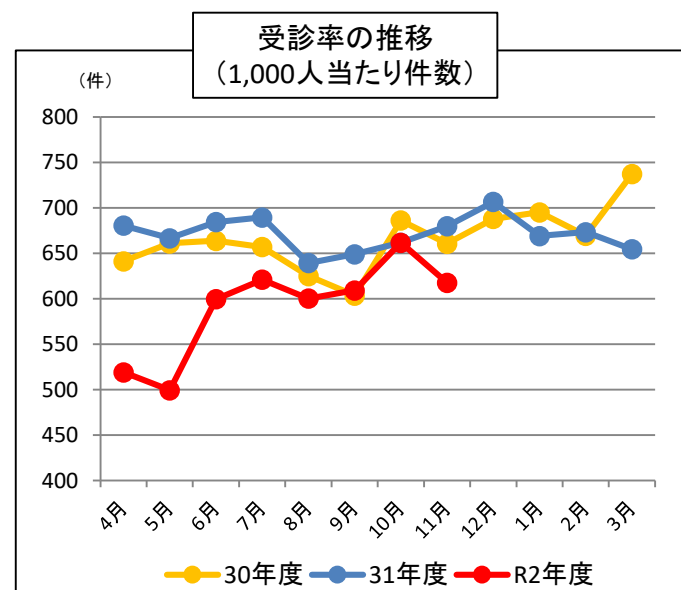
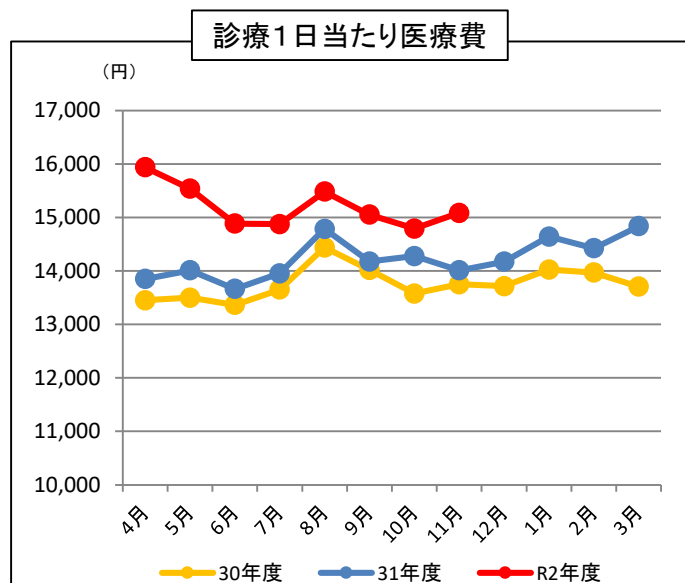
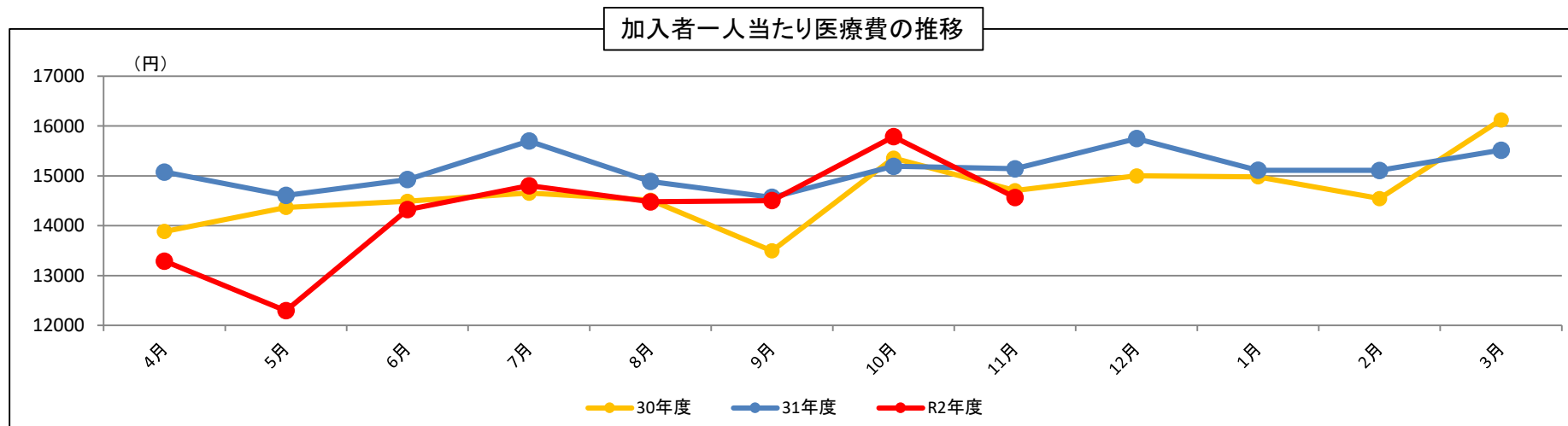
業態別伸び率(令和2年10月現在:対R2.3初回緊急事態宣言前)

○ 被保険者数は約1/3の業態が減少している。標準報酬は3/4の業態が減少しており、平均して3,655円減額している。



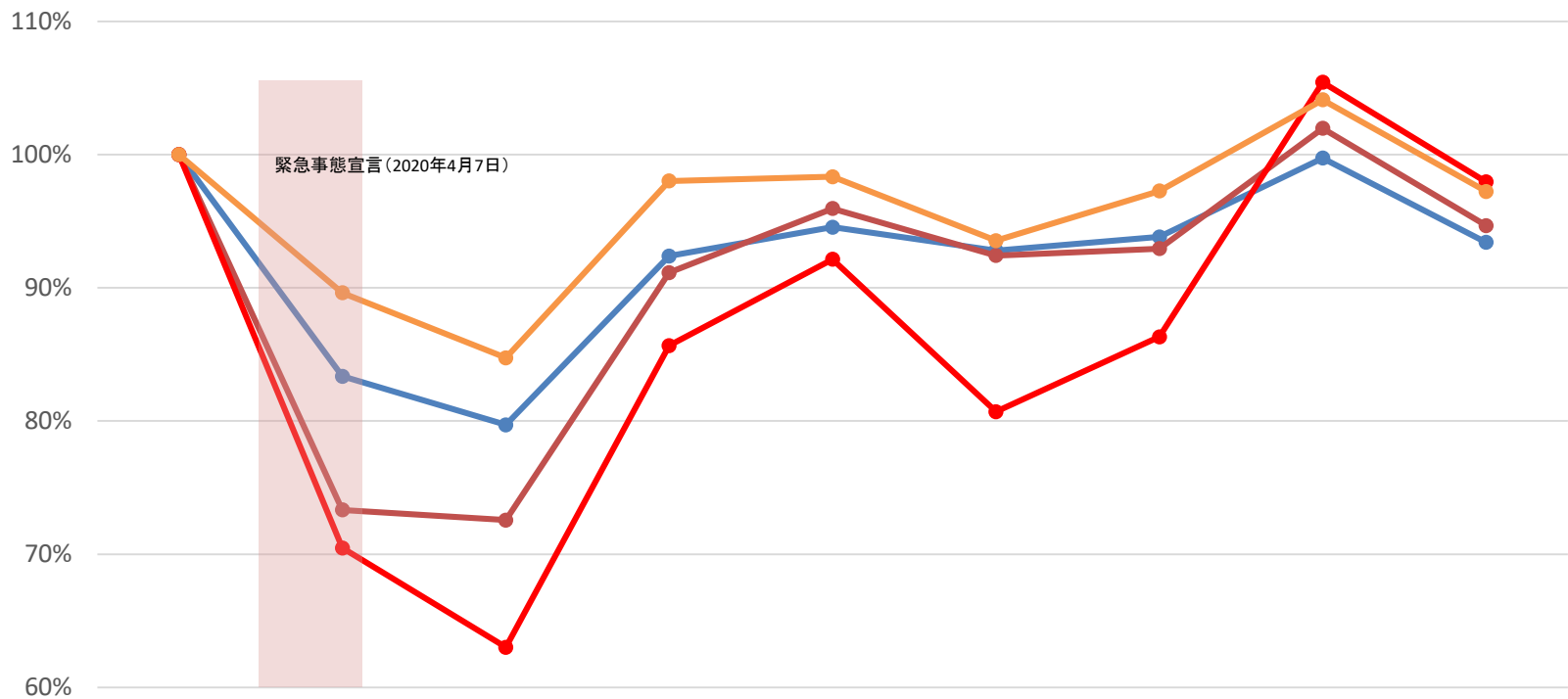
医療費の推移

○ 緊急事態宣言後減少していた加入者一人当たり医療費及び受診率がほぼ例年通りに復調しつつある。



加入者属性別 受診率の推移(対緊急事態宣言前)

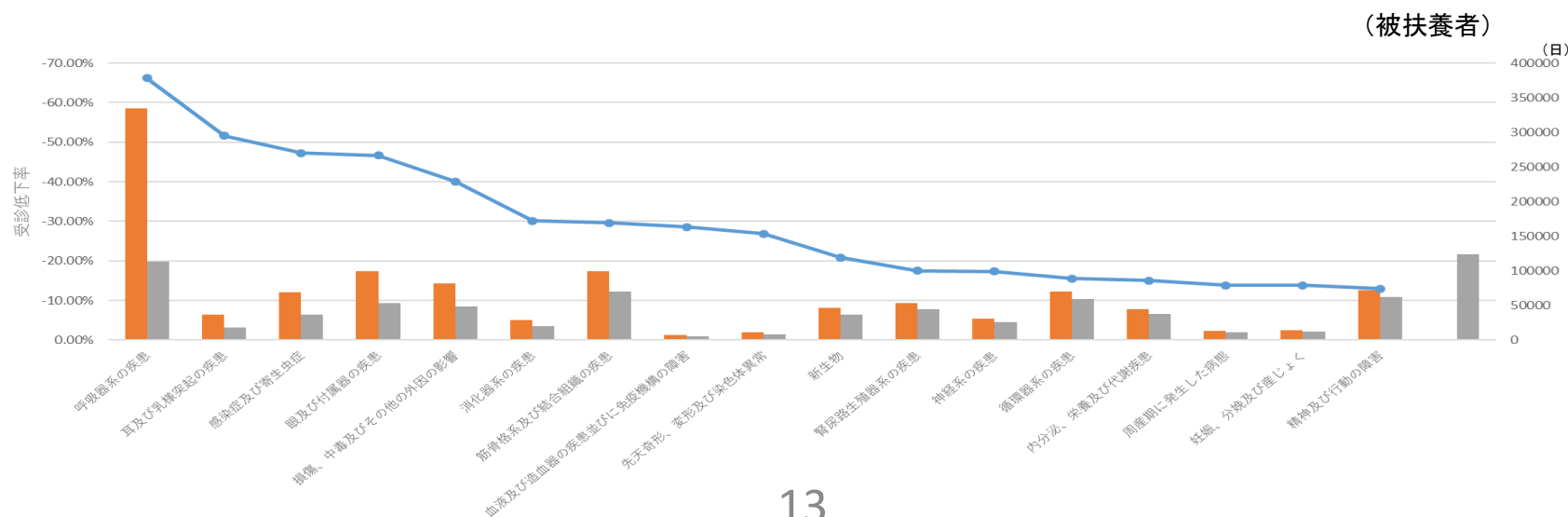
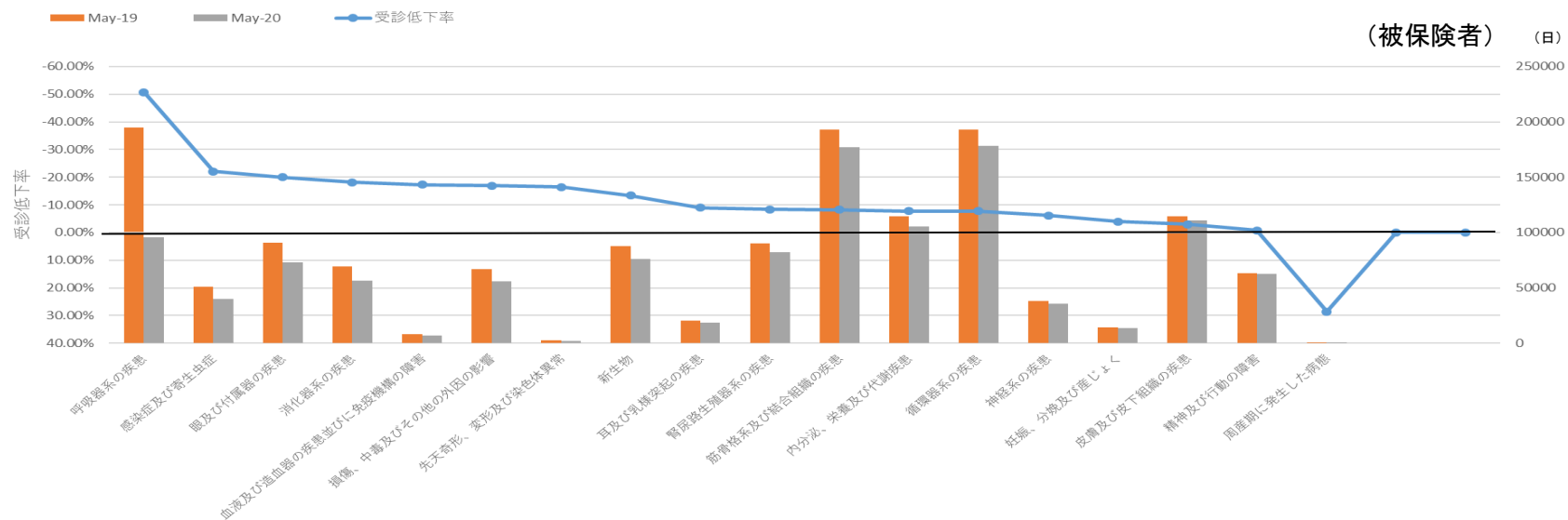
○ 緊急事態宣言後の5月受診が大幅に低下(特に義務教育就学前)したが、解除後は回復



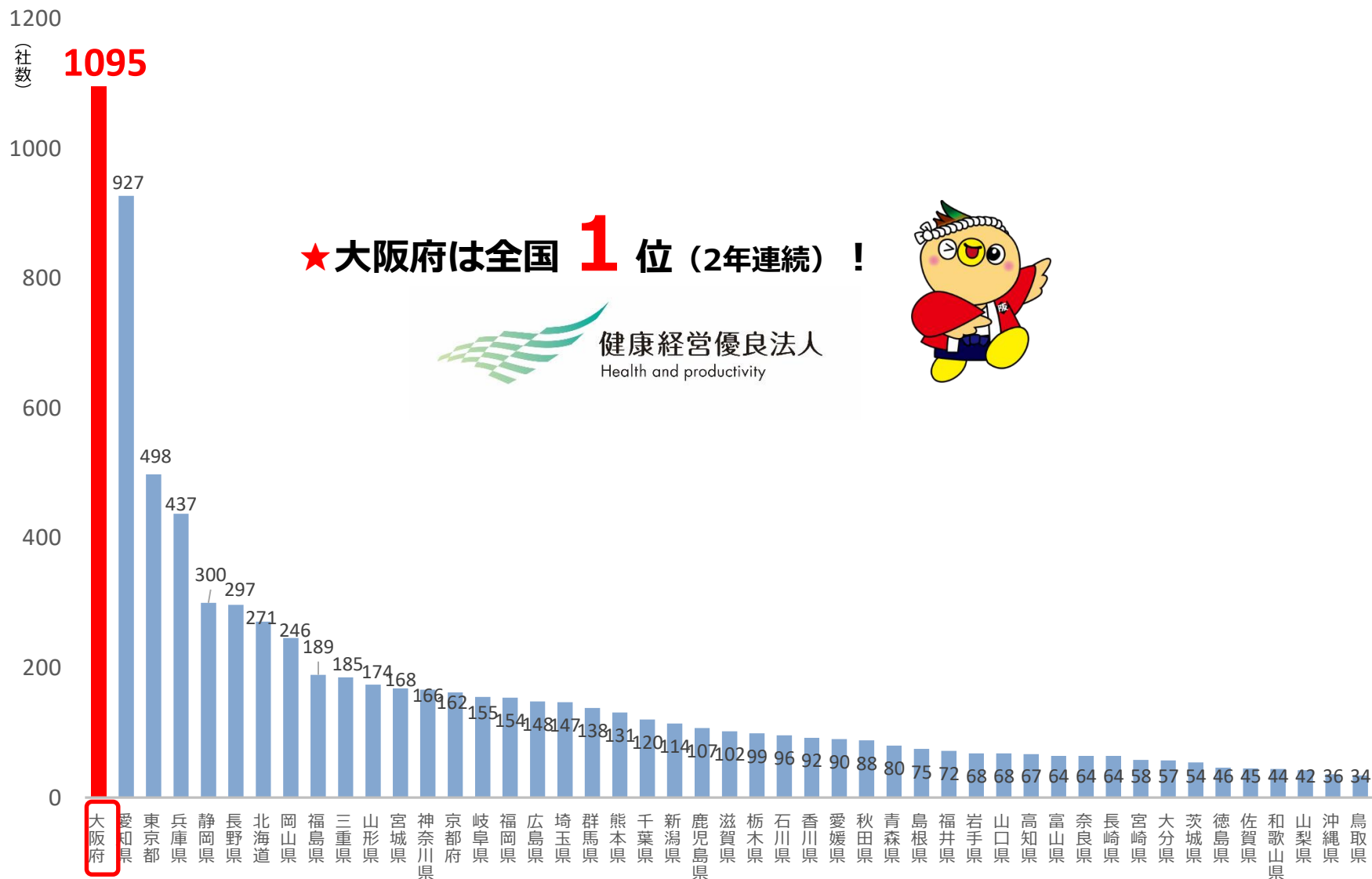
	2020年3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月
被保険者	100.0%	83.4%	79.7%	92.4%	94.5%	92.8%	93.8%	99.7%	93.4%
被扶養者	100.0%	73.3%	72.6%	91.1%	95.9%	92.4%	92.9%	102.0%	94.7%
義務教育就学前(再掲)	100.0%	70.5%	63.0%	85.7%	92.1%	80.7%	86.3%	105.4%	98.0%
高齢受給者一般(再掲)	100.0%	89.6%	84.7%	98.0%	98.3%	93.5%	97.3%	104.1%	97.2%

医療機関受診日数比較 昨年月比較(2019・2020年5月)

○ 2019年度と比べ呼吸器系・感染症系の受診日数が大幅に減っている。精神等の受診日数は昨年と同様の日数である。



3. 健康宣言事業について



大阪府では健康経営優良法人の認定が急速に増加！

21→57→282→612→**1,095**社

(2017) (2018) (2019) (2020) (2021)

1 R3.3 2021認定事業所へのアンケート実施

ニーズの再確認→資材提供など

2 R3.6 堺市におけるエリア展開

経済団体・行政・保険者の三者によるモデル実施、共同セミナー

3 R3.6～ 専門家（診断士）派遣事業

アドバイザーによるフォローアップ事業

4 R3.9 優良法人フォローアップセミナー

今年度は大阪府との共催予定

★その他：随時 商工会議所、商工会、中央会との連携を実施

4. 広報活動および広報物について

R3.2.22発送「ジェネリック軽減額通知」に合わせて集中広報を実施

●新聞広告

R3.2.26

読売新聞・朝日新聞【1面広告】

約**150万部**

余白を活用し、
一文のキャッチコピーにて
端的なメッセージを伝える広告を
主要紙に掲載。



●柱巻き広告

一日に約**12万人**
が乗降りする
改札内柱に
新聞広告と内容を
合わせて掲載。



●ジェネリックツール（調剤）

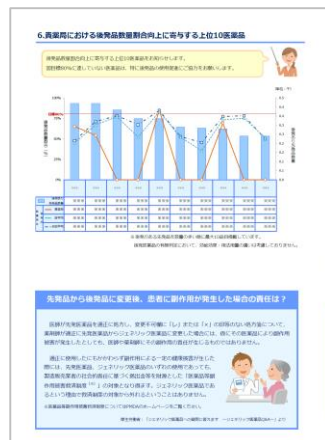
●調剤薬局ポスター

●セレッソ大阪 ジェネリック希望シール

R3.3.5～

大阪府下の**3,811**薬局へ送付

令和2年度2回目のツール案内に合わせて、
調剤窓口で活用できる啓発ポスターや希望シールを
配布した。（※セレッソシール約**15万部**は大阪南部地域配布。）



【ジェネリックツール】



【啓発ポスター】



【セレッソ大阪希望シール】

KENPO OSAKA
11
2020

職場内で掲示・回覧をお願いします

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

協会けんぽ OSAKA

退職された方 扶養から外れた方

保険証の回収をお願いします

ご協力をお願いいたします。

Q1 >> 退職者(扶養から外れた方)の保険証はどうしたらいいの?



※保険証を返却に添付できなかった場合は、回収のつど日本年金機構大阪広域事務センターまたは協会けんぽにご返却ください

Q2 >> 保険証はいつまで使えるの?



- 注意**
- 資格を喪失した保険証を使用して保険医療機関に受診してしまうと、医療費(総医療費の7~8割)をお支払いいただくことになります。
 - 保険証の返却が確認できない場合は、事業所もしくは加入者のご自宅へ保険証の返却をお願いする文書を送付致します。

>> 保険証の誤使用を防ぐためにも、被保険者資格喪失届・被扶養者(異動)届への保険証添付にご協力をお願いいたします。<<

※切近! 被扶養者状況リストのご提出をお願いいたします



10月上旬から下旬にかけて「被扶養者状況リスト」をお送りしております。被扶養者の現況確認のほか、加入者皆さまの保険料負担の軽減につながる大切な確認となりますので、ご理解とご協力をお願いいたします。

提出期限 令和2年11月30日(月)

上手に節約! 医療のかかり方

休日・夜間に受診すると医療費が割増に

診療時間外、夜間、休日等に受診すると通常料金の他に時間外料金が加算されます。夜間診療等は心強いものですが、緊急時以外はできるだけ診療時間内に受診するよう心掛けましょう。

	病院・診療所(初診)	病院・診療所(再診)
時間外加算	概ね8時前と18時以降 土曜日は8時前と正午以降	850円 650円
休日加算	日曜日・祝日・年末年始	2,500円 1,900円
深夜加算	22時~6時	4,800円 4,200円

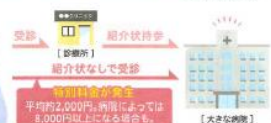


※上記のうち、いずれか1つが加算されます。 ※医療機関や診療態勢によって、加算等が異なる場合があります。

※上記には健康保険が適用されます。自己負担額については、70歳未満は上記の3割、70歳から74歳の方は2割(ただし、平成26年3月31日以前に70歳になった被保険者等(誕生日が昭和14年4月2日から昭和19年4月1日までの方)は1割)、75歳から74歳の施設入所者は3割です。

紹介状なしに大きな病院を受診すると特別料金がかかる?!

紹介状を持たずに大きな病院(200床以上)を受診すると、診療料の他に特別料金がかかります。まずは地域のクリニックや診療所など「かかりつけ医」に受診しましょう。本格的な検査等が必要な場合は大きな病院を紹介してくれます。大きな病院を受診の際は、紹介状を持っていけば、特別料金がかかりません。



12月22日は「ジェネリック医薬品の日」です!

1997年12月22日に厚生省(当時)が「後発医薬品の生物学的同等性試験」のガイドラインを示しました。このガイドラインにより、ジェネリック医薬品(=後発医薬品)の科学的概念の有効性が幅広く認知されました。この日をきっかけにして、ジェネリック医薬品を正しく理解いただき、ジェネリック医薬品の使用促進のご協力をお願いします。

- ジェネリック医薬品とは...**
- ① 従来の先発医薬品と同等であると国が認めた安価なお薬です。
 - ② 従来の先発医薬品よりも飲みやすいよう工夫されたお薬です。
- ジェネリック医薬品に関することは、協会けんぽホームページをご覧ください。
- 協会けんぽ ジェネリック医薬品 検索

※生物学的同等性試験とは、新薬と同じ適量同じ量の有効成分が体内に吸収されるかを比較する試験のことです。



年金事務所内 協会けんぽ出張窓口終了のお知らせ

協会けんぽ大阪支部では、加入者の皆さまのご利用状況を踏まえ、以下の協会けんぽ出張窓口を終了いたします。お手続きにつきましては郵送をご利用いただきますようお願いいたします。

対象窓口 貝塚 終了日 令和3年1月29日(金)

お問い合わせ先

協会けんぽ 大阪 総室

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区堀本町1-11-7 信濃橋三井ビル6F

R2.11

KENPO OSAKA

12

2020

職場内で掲示・回覧をお願いします

協会けんぽOSAKA

全国健康保険協会 大阪支部

ご退職される方 退職後の健康保険加入のご案内

退職後の健康保険は、ご自身で手続きが必要です。国民健康保険、協会けんぽの任意継続、ご家族の健康保険(被扶養者)のいずれかにご加入ください。

退職後	加入先	手続き先	加入条件
01	国民健康保険	お住まいの市区町村	お住まいの市区町村の国民健康保険担当課にお問い合わせください
02	協会けんぽの任意継続	お住まいの協会けんぽ都道府県支部	退職日までに被保険者期間が継続して2か月以上あること 退職日の翌日から20日以内に加入手続きを行うこと(郵送の場合は必着)
03	ご家族の健康保険(被扶養者)	ご家族様の勤務先	ご家族様が加入している健康保険の扶養の条件を満たす必要があります ご家族様の勤務先にお問い合わせください

任意継続をされる場合、申請に必要な書類がセットになった、**協会けんぽ継続セット**が大変便利です！
※お取り寄せは電話またはFAX(ホームページに送付依頼書があります)で当支部にご連絡ください。

従業員の皆さまの健康づくりへご活用ください！ 事業所×協会けんぽ×龍谷大学

協会けんぽ大阪支部では、加入者様の栄養改善にお役立ていただくことを目的に、BDHQ[®]を用いた食事チェックテストを実施しました。

分析結果

97%の方に

食塩過剰摂取

95%の方に

食物繊維摂取不足

※BDHQとは、過去1か月の食事摂取状況・栄養素摂取状況を把握するための質問紙のことです。分析結果は龍谷大学客員由子教授により、日本栄養改善学会で発表しております。

年金事務所内 協会けんぽ出張窓口終了のお知らせ

協会けんぽ大阪支部では、加入者の皆さまのご利用状況を踏まえ、以下の協会けんぽ出張窓口を終了致します。お手続きにつきましては郵送をご利用ください。

対象窓口 貝塚

終了日 令和3年1月29日(金)

年末年始の業務案内

年末 12月28日(月)まで

年始 1月4日(月)から

※年末年始は窓口の連絡が予想されますので、お手続きは郵送をご利用ください。

お問い合わせ先

協会けんぽ 大阪 総務課

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話) 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間) 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒550-8510 大阪市西区南堀町1-11-7 信濃橋三井ビル6F

10 健活10

Quick healthy action

中小企業経営者、労務管理者、総務人事担当者向け

EXPO 2025

健康経営®を知る、わかる、始める

参加無料

オンラインセミナー開催

NPO法人健康経営研究会 理事長
岡田 邦夫氏

各日程:15時~16時30分(90分) 定員:200名(先着順)

第2回

2021年2月5日(金)

▶1 Withコロナ時代の健康経営

NPO法人健康経営研究会 理事長 岡田 邦夫氏

▶2 医療に過度な依存をしない企業のメンタル対応

岡山大学大学院 医歯薬学総合研究科 医学・衛生学分野 医師 高尾 総司氏

第3回

2021年3月4日(木)

▶1 企業における健康経営の取組

NPO法人健康経営研究会 理事長 岡田 邦夫氏

▶2 企業の取組事例発表

▶校岡合金工具株式会社
▶新品川商事株式会社

申込方法 WEBにて受付中

第2回URL
<https://cloud.gigacast.tv/Live/5ite/nLMKgg>
二次元コードからアクセス▶

第3回URL
<https://cloud.gigacast.tv/Live/5ite/HuNGx>
二次元コードからアクセス▶

申込に関するお問い合わせ▶ 一般財団法人日本予防医学協会 西日本事業部
Tel: 06-6362-9042 Mail: osaka_kenko_keiei@jpm1960.org

共催 大阪府 / 全国健康保険協会 大阪支部

後援 経済産業省 近畿経済産業局 / 厚生労働省 大阪労働局 / 大阪府地域自立支援推進チーム / 独立行政法人 労働者健康安全保障機構 大阪産業保健総合支援センター / 一般社団法人大阪府医師会 / 難病おさか推進府民会議 / 健康保険組合連合会大阪連合会

協力 NPO法人健康経営研究会 / 大阪府社会保険労務士会

事務局 一般財団法人日本予防医学協会 西日本事業部

協会けんぽ大阪支部 健康宣言募集中

エン트리シートはこちら▶
協会けんぽ大阪支部 健康宣言

※健康経営®は、NPO法人健康経営研究会の登録商標です。



1
2021

職場内で掲示・回覧をお願いします

協会けんぽOSAKA

大阪府 17-001 協会けんぽ大阪支部

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

「医療費のお知らせ」をお送りします

「医療費のお知らせ」とは、対象期間に健康保険を使って受診した医療費の内訳をお知らせするものです。年間の医療費の確認にご活用ください。

対象者	協会けんぽ加入者(被保険者・被扶養者)様	送付時期	令和3年1月中旬から下旬
対象期間	令和元年10月から令和2年9月診療分まで	送付先	事業所(任意継続加入の方は被保険者自宅)

※期間内に受診がない加入者様については、「医療費のお知らせ」は発行されません。

確定申告の医療費控除の書類としてご利用できます

記載されていない医療費(令和2年10月から12月診療分を含む)については「医療機関等からの領収書」に基づきご申告いただくこととなります。

※確定申告(医療費控除)については詳しくは、国税庁ホームページまたは管轄の税務署にお問い合わせください。

事業主の皆さまへ

「医療費のお知らせ」は受診歴などの大切な個人情報が含まれています。従業員の方へは開封せずに渡してください。

※このサービスはご本人(被保険者)様のみがご利用いただけます。被保険者資格を喪失した方はご申請いただけません。※WEBページを印刷したものは医療費控除にはご利用いただけません。

情報提供サービスのご案内

インターネットから医療費の領金が可能です！

協会けんぽでは医療費のお知らせを1年ごとに封書で送付しておりますが、協会けんぽのインターネットサービスでユーザーIDを取得すると同様の情報を最大2分WEB上で照会することができます。

利用申請の流れ

01

協会けんぽホームページの「インターネットサービス」をクリック。

QRコードはこちら▶

02

「利用申請メニュー」の「利用申請(被保険者)」ボタンをクリックしてください。

03

必要事項を入力し、申請します。

04

協会けんぽよりユーザーIDとパスワードを郵送。ユーザーIDが発行された月の翌月21日頃から照会が可能となります。

ジェネリック医薬品に関するお知らせをお送りします

協会けんぽでは、加入者様の薬代の負担軽減や、健康保険財政の改善にもつながることから、「ジェネリック医薬品」の普及を推進しており、その取組みの一環として、ジェネリック医薬品に変更した際の軽減額が記載されたお知らせをお送りしています。

対象者	●主に生活習慣病や慢性疾患などの先発医薬品を長期間服用されている方 ●お薬代の自己負担軽減額が一定額以上見込まれる方	お知らせを希望されない場合は、恐れ入りますが、下記担当窓口までお知らせください。 全国健康保険協会 大阪支部 企画総務グループ TEL: 06-7711-4300(代表) 8:30~17:15(土・日・祝日を除く) ※おかけ間違いにご注意ください
送付時期	令和3年2月頃 ●加入者(被保険者)様の住所へお送りします。	

限度額適用認定証をご利用ください

入院や通院で医療費が高額になりそうな時、「限度額適用認定証」をご利用ください！医療機関等の窓口で提示すると自己負担限度額までのお支払いで済みます。

01

申請書を協会けんぽ大阪支部へ送付

02

1週間程度で認定証をお届け

03

医療機関窓口で保険証と併せて提示

限度額適用認定証の有効期間は、申請書を受け付けた月の1日からです。原則、受付日より遡っての交付はできませんのでご注意ください。

詳細につきましてはこちら▶ [協会けんぽ 限度額 検索](#)

年金事務所内 協会けんぽ出張窓口終了のお知らせ

協会けんぽ大阪支部では、加入者の皆さまのご利用状況を踏まえ、以下の協会けんぽ出張窓口を終了致します。お手続きにつきましては郵送をご利用ください。

対象窓口 貝塚 **終了日** 令和3年1月29日(金)

お問い合わせ先

協会けんぽ 大阪 総務

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電話) 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください

受付時間) 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)

〒550-8510 大阪市西区御本町1-11-7 信濃橋三井ビル6F

協会けんぽからのお知らせ 大阪支部の加入者・事業主の皆さまへ 27

令和3年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率についてお知らせします

令和3年度の協会けんぽの健康保険料率及び介護保険料率は、本年3月分(4月納付分)からの適用となります。皆さまのご理解をお願い申し上げます。こちらのリーフレットを従業員の皆さまにご覧いただくなど、周知にご協力をお願いいたします。

大阪支部の健康保険料率は変更となります。介護保険料率も変更となります。

令和3年2月分(3月納付分)まで

健康保険料率

10.22%

→

令和3年3月分(4月納付分)から

健康保険料率

10.29%

令和3年2月分(3月納付分)まで

介護保険料率

1.79%

→

令和3年3月分(4月納付分)から

介護保険料率

1.80%

基本保険料率・特定保険料率とは
健康保険料率 10.29%のうち、6.76%分は加入者の皆さまの医療費等に充てられる基本保険料率となり、3.53%は後期高齢者医療制度への支援金等に充てられる特定保険料率となります。

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わります。
※賞与については、支給日が3月1日から変更後の保険料率が適用されます。

★保険料は、納付期限までに納めていただくをお願いします。
★健康保険組合における保険料額等については、ご加入の健康保険組合へお問い合わせください。

日本年金機構・全国健康保険協会 大阪支部
(<https://www.nenkin.go.jp/>) ([https://www.kyousaikenpo.or.jp/](https://www.kyoukaikenpo.or.jp/))

保険料額表は1年間有効になりますので、大切に保存してください。

令和3年3月分(4月納付分)からの健康保険・厚生年金保険の保険料額表

〔健康保険料率：令和3年3月分～ 適用〕・厚生年金保険料率：平成29年9月分～ 適用
〔介護保険料率：令和3年3月分～ 適用〕・子ども・子育て支出金率：令和2年4月分～ 適用

(大阪府)			全国健康保険協会管掌健康保険料				(単位：円)	
等級	月 額	報 酬 月 額	介護保険第2号被保険者に 該当しない場合		介護保険第2号被保険者に 該当する場合		厚生年金保険料(厚生年金基金加入員を除く)	
			10.29%		12.09%		18.300%※	
			全 額	折半額	全 額	折半額	全 額	折半額
			円以上		円未満			
1	58,000	～	63,000	5,968.2	2,984.1	7,012.2	3,506.1	
2	68,000	63,000～	73,000	6,997.2	3,498.6	8,221.2	4,110.6	
3	78,000	73,000～	83,000	8,026.2	4,013.1	9,430.2	4,715.1	
4(1)	88,000	83,000～	93,000	9,055.2	4,527.6	10,639.2	5,319.6	16,104.00
5(2)	98,000	93,000～	103,000	10,084.2	5,042.1	11,848.2	5,924.1	17,934.00
6(3)	104,000	101,000～	107,000	10,701.6	5,350.8	12,573.6	6,286.8	19,032.00
7(4)	110,000	107,000～	114,000	11,319.0	5,659.5	13,299.0	6,649.5	20,130.00
8(5)	118,000	114,000～	122,000	12,142.2	6,071.1	14,266.2	7,133.1	21,594.00
9(6)	126,000	122,000～	130,000	12,965.4	6,482.7	15,233.4	7,616.7	23,058.00
10(7)	134,000	130,000～	138,000	13,788.6	6,894.3	16,200.6	8,100.3	24,522.00
11(8)	142,000	138,000～	146,000	14,611.8	7,305.9	17,167.8	8,583.9	25,986.00
12(9)	150,000	146,000～	155,000	15,435.0	7,717.5	18,135.0	9,067.5	27,450.00
13(10)	160,000	155,000～	165,000	16,464.0	8,232.0	19,344.0	9,672.0	29,280.00
14(11)	170,000	165,000～	175,000	17,493.0	8,746.5	20,553.0	10,276.5	31,110.00
15(12)	180,000	175,000～	185,000	18,522.0	9,261.0	21,762.0	10,881.0	32,940.00
16(13)	190,000	185,000～	195,000	19,551.0	9,775.5	22,971.0	11,485.5	34,770.00
17(14)	200,000	195,000～	210,000	20,580.0	10,290.0	24,180.0	12,090.0	36,600.00
18(15)	210,000	210,000～	230,000	22,638.0	11,319.0	26,586.0	13,293.0	40,260.00
19(16)	240,000	230,000～	250,000	24,696.0	12,348.0	29,016.0	14,508.0	43,920.00
20(17)	260,000	250,000～	270,000	26,754.0	13,377.0	31,434.0	15,717.0	47,580.00
21(18)	280,000	270,000～	290,000	28,812.0	14,406.0	33,852.0	16,926.0	51,240.00
22(19)	300,000	290,000～	310,000	30,870.0	15,435.0	36,270.0	18,135.0	54,900.00
23(20)	320,000	310,000～	330,000	32,928.0	16,464.0	38,688.0	19,344.0	58,560.00
24(21)	340,000	330,000～	350,000	34,986.0	17,493.0	41,106.0	20,553.0	62,220.00
25(22)	360,000	350,000～	370,000	37,044.0	18,522.0	43,524.0	21,762.0	65,880.00
26(23)	380,000	370,000～	395,000	39,102.0	19,551.0	45,942.0	22,971.0	69,540.00
27(24)	410,000	395,000～	425,000	42,189.0	21,094.5	49,569.0	24,784.5	75,030.00
28(25)	440,000	425,000～	455,000	45,276.0	22,638.0	53,196.0	26,598.0	80,520.00
29(26)	470,000	455,000～	485,000	48,363.0	24,181.5	56,823.0	28,411.5	86,010.00
30(27)	500,000	485,000～	515,000	51,450.0	25,725.0	60,450.0	30,225.0	91,500.00
31(28)	530,000	515,000～	545,000	54,537.0	27,268.5	64,077.0	32,038.5	96,990.00
32(29)	560,000	545,000～	575,000	57,624.0	28,812.0	67,704.0	33,852.0	102,480.00
33(30)	590,000	575,000～	605,000	60,711.0	30,355.5	71,331.0	35,665.5	107,970.00
34(31)	620,000	605,000～	635,000	63,798.0	31,899.0	74,958.0	37,478.0	113,460.00
35(32)	650,000	635,000～	665,000	66,885.0	33,442.5	78,585.0	39,292.5	118,950.00
36	680,000	665,000～	695,000	69,972.0	34,986.0	82,212.0	41,106.0	
37	710,000	695,000～	730,000	73,059.0	36,529.5	85,839.0	42,919.5	
38	750,000	730,000～	770,000	77,175.0	38,582.5	90,675.0	45,337.5	
39	790,000	770,000～	810,000	81,291.0	40,635.5	95,511.0	47,755.5	
40	830,000	810,000～	855,000	85,407.0	42,703.5	100,347.0	50,173.5	
41	880,000	855,000～	905,000	90,522.0	45,276.0	106,392.0	53,196.0	
42	930,000	905,000～	955,000	95,637.0	47,848.5	112,437.0	56,218.5	
43	980,000	955,000～	1,005,000	100,752.0	50,421.0	118,482.0	59,241.0	
44	1,030,000	1,005,000～	1,055,000	105,867.0	52,993.5	124,527.0	62,263.5	
45	1,080,000	1,055,000～	1,115,000	111,000.0	55,566.0	131,781.0	65,890.5	
46	1,150,000	1,115,000～	1,175,000	118,335.0	59,167.5	139,035.0	69,517.5	
47	1,210,000	1,175,000～	1,235,000	124,509.0	62,754.5	146,289.0	73,144.5	
48	1,270,000	1,235,000～	1,295,000	130,683.0	65,341.5	153,543.0	76,771.5	
49	1,330,000	1,295,000～	1,355,000	136,857.0	67,928.5	160,797.0	80,398.5	
50	1,390,000	1,355,000～		143,031.0	71,515.5	168,051.0	84,025.5	

※厚生年金基金に加入している方の
厚生年金保険料率は、基金ごと
に定めておいた他の非発給保険料
(2.4%～5.0%)を控除した率とな
ります。

加入する基金ごとに異なりますので、
発給保険料率および厚生年金
基金の指値については、加入する
厚生年金基金にお問い合わせくだ
さい。

- ◆介護保険第2号被保険者は、40歳から64歳までの方であり、健康保険料率(10.29%)に介護保険料率(1.80%)が加わります。
- ◆等級別の()内の数字は、厚生年金保険の標準報酬月額等級です。
- 4 (1) 等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「93,000円未満」と読み替えてください。
- 35 (32) 等級の「報酬月額」欄は、厚生年金保険の場合「635,000円以上」と読み替えてください。
- ◆令和3年度における全国健康保険協会の任意継続被保険者について、標準報酬月額の上限は、300,000円です。
- 被保険者負担分(後の「折半額」欄)に円未満の端数がある場合
①事業主が、給与から被保険者負担分を控除する場合、被保険者負担分の端数が50銭以上の場合は切り捨て、50銭を超える場合は切り上げて1円となります。
②被保険者が、被保険者負担分を給与から支払っていない場合、被保険者負担分の端数が50銭未満の場合は切り捨て、50銭以上の場合は切り上げて1円となります。
③(注)①、②にかかわらず、事業主と被保険者間で特約がある場合には、特約に基づき端数処理をすることがあります。
- 納入告知書の保険料額
納入告知書の保険料額は、被保険者個々の保険料額を合算した金額となります。ただし、合算した金額に円未満の端数がある場合は、その端数を切り捨てた額となります。
- 賞与にかける保険料額
賞与にかける保険料額は、賞与額から1,200万円の端数を切り捨てた額(標準賞与額)に、保険料率を乗算した金額となります。
また、標準賞与額の上限は、健康保険は年間573万円(毎年4月1日から翌年3月31日までの期間)、となり、厚生年金保険は、子ども・子育て支出金率の場合は月間150万円となります。
- 子ども・子育て支出金
事業主の方は、児童手当の支給に要する費用の一部として、子ども・子育て支出金を負担いただくことになります。(被保険者の負担はありません。)
子ども・子育て支出金の額は、被保険者個々の厚生年金保険の標準報酬月額および標準賞与額に、支出率(10.36%)を乗じて算出された額となります。

知ってください! 協会けんぽのこと

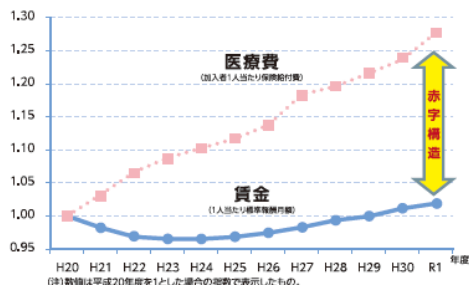
保険料率は都道府県ごとに定められ、皆さまの取組が反映されます。

各都道府県の保険料率は、地域の医療費水準に基づいて算出されます。
加入者の皆さまに、①健康診断・保健指導を受けていただくこと、②企業を挙げて健康づくりに取り組んでいただくこと(健康宣言)、③ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする上手な医療のかかり方を身に付けていただくことで、その都道府県の医療費の上昇を抑えることができれば、保険料率の伸びを抑えることができる仕組みとなっています。一体となって皆さまに取り組んでいただきたい具体的な内容につきましては、右のページに掲載しておりますので、そちらをご覧ください。

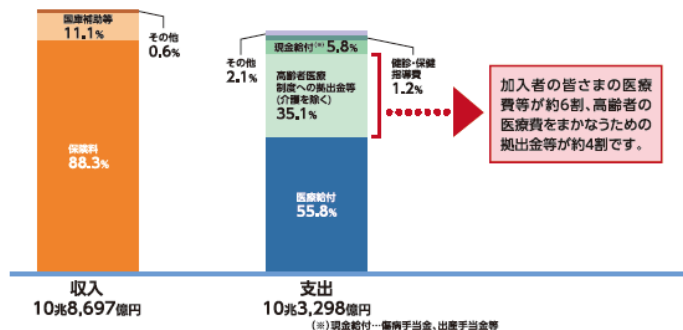
協会けんぽの財政状況は厳しく、皆さまのご理解・ご協力が必要です。

加入事業所の約8割が中小企業である協会けんぽの財政は、新型コロナウイルス感染症の影響をはじめ、景気変動の影響を受けやすい構造にあります。
また、医療費の伸びが資金の伸びを上回る赤字構造に加え、高齢者医療制度への拠出金が今後も増大することを踏まえ、財政状況はさらに厳しさを増していきます。
協会けんぽでは、こうしたことから、保険料率について、中長期的な観点から設定することとしており、保険財政の安定を図っています。

協会けんぽの保険財政の傾向



協会けんぽの収支内訳(令和元年度決算(医療分))



加入者の皆さまにご理解・ご協力をお願いしたい3つの取組

1 健康診断・保健指導を始めとする健康づくり

事業主から従業員の皆さまに対して、健康診断や保健指導を受けるよう促していただくことが大切です。このことにより、疾病の早期発見・重症化予防や生活習慣の改善が可能となるだけでなく、事業所における生産性の維持や向上につながります。加えて、このような健康づくりの取組を続けることは、将来の医療費の節約に結び付きます。
また、事業主から協会けんぽに対して、事業者健診の結果をご提供いただいた場合、協会けんぽから事業所への健康づくりのサポートをより一層進めることが可能となります。
ぜひ、事業者健診の結果のご提供に、ご協力いただきますようお願いいたします。

●生活習慣病予防健診実施率

令和元年度実績 52.3% ▶ 令和5年度目標 63.9%以上

●被保険者の特定保健指導の実施率

令和元年度実績 18.0% ▶ 令和5年度目標 36.4%以上

※令和5年度目標は、保険者機能強化アクションプラン(第5期)による。
詳しくは、「協会けんぽ」ホームページ「保険者機能強化アクションプラン(第5期)」
<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/g7/cat710/cat730/20210131/>>をご覧ください。

2 コラボヘルス

協会けんぽでは、事業所ごとに従業員の健康状況や健康課題を、「事業所カルテ」により見える化してお届けしています。これを利用して、事業主の皆さまと協力して事業所における健康づくりをサポートしています。
健康づくりに積極的に取り組む事業所であることを自ら宣言する「健康宣言」を行った事業所に対しては、「事業所カルテ」から職場が抱える健康課題を抽出し、健康度のアップにつながる具体的な取組の提案や支援を行っています。
事業主の皆さまにおかれましても、「健康宣言」などの取組を行っていただきますようお願いいたします。

●「健康宣言」事業所数

令和元年度末 44,959事業所 ▶ 令和5年度目標 70,000事業所以上

3 ジェネリック医薬品の使用促進を始めとする医療費の適正化

ジェネリック医薬品を使用した場合、本人の薬代の負担軽減と医療費の節約が可能となることから、協会けんぽではその普及を推進しています。このため、事業主から従業員の皆さまへも、ジェネリック医薬品の使用を勧めていただきますようお願いいたします。
また、協会けんぽでは、高齢化の進展等により増加していく医療費の適正化のために、上手な医療のかかり方の普及啓発を行っています。

詳しくは、「協会けんぽ」ホームページ「医療費の節約」
<<https://www.kyoukaikenpo.or.jp/setsuyaku/>>をご覧ください。

加入者全員が
ジェネリック医薬品に
切り替えると…

約 4,200 億円 (令和元年度試算)
もの医療費を抑制できます。

●ジェネリック医薬品使用割合(数量ベース)

令和2年9月現在 全国平均 79.2%
(最高値は沖縄支部の 88.3%、最低値は徳島支部の 71.5%) ▶ 令和5年度目標 全支部において 80%以上



令和3年度の保険料率が決定しました

健康保険料率・介護保険料率ともに引き上げとなります >> 令和3年3月分(4月納付分)から変更
※任意継続被保険者の方は令和3年4月分(4月納付分)からの変更となります。

健康保険料率

現行 10.22% → 令和3年3月分～ 10.29%

介護保険料率

現行 1.79% → 令和3年3月分～ 1.80%

※40歳から64歳までの方(介護保険第2号被保険者)は、健康保険料率と介護保険料率を合わせた率となります。

協会けんぽの保険料率について

都道府県単位で設定されており、都道府県ごとの加入者の皆さまの医療費に基づいて算出されています。そのため、疾病予防などの取組により大阪支部加入者の皆さまの医療費が下れば、その分大阪支部の保険料率の伸びを抑えることにつながります。



令和3年度保険料概表はこちら

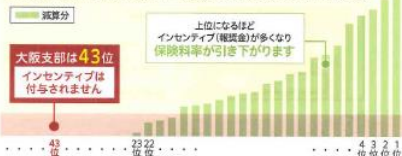
インセンティブ制度について



皆さまの取組が保険料率に影響

5つの評価指標に基づき全支部(都道府県)でランキング付けし、上位23支部については、支部ごとの得点数に応じたインセンティブ(報奨金)が与えられ、保険料率を引下げる仕組みです。令和3年度の結果は、令和5年度保険料率に反映されます。
※保険料率はインセンティブだけでなく、医療費など複数の要素で決定されます。

※全支部の保険料率に0.01%を盛り込んで計算することにより財源を捻出します。
※この0.01%は段階的に導入され、令和3年度保険料率に盛り込む率は0.007%となります。



5つの取組(評価指標)

- 協会けんぽの健診受診または定期健診データの提供
- マイナポータルを活用した生活改善(健康)活動
- 特定保健指導対象者の減少
- 健診結果で「要治療者」の判定を受けた方は医療機関へ受診
- お家はジェネリックを選択

※マークは、大阪支部の評価の低い項目です。特に取り組んでいただくよう、ご協力をお願いいたします。

お問い合わせ先

協会けんぽ 大阪 庶務

全国健康保険協会(協会けんぽ)大阪支部

電 話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒550-8510 大阪市西区葛本町1-11-7 信濃橋三井ビル6F

R3.3

2021年3月 から マイナンバーカードが健康保険証として利用できるようになります!

※医療機関・薬局によって開始時間が異なります。

※利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



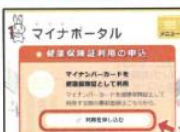
1 マイナンバーカードをカードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータルができます。

(※)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や、オンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができるとも自分の専用のサイトです。



どんないいことが? 6つのメリット

- 健康保険証としてずっと使える!**
マイナンバーカードをさえすれば、顔写真や指紋、引続きしても保険証の切替えを待たずにカードで受取れます。
※医療機関等への加入の届出は別途必要です。
- 医療保険の資格確認がスピーディに!**
カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。
- 手続きなしで限度額以上の一時的な支払が不要!**
医療保険適用認定がなくても、高額療養費制度における自己負担額の支払が免除されます。
※自己負担割合と自己負担上限額については医療保険の資格が必要です。
- 健康管理や医療の質が向上!**
マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健康診査結果、2021年10月(予定)から自分の医療費情報を確認できるようになります。
※特定健康診査結果は、医療保険者によって開始時期が異なります。
- 医療保険の事務コストの削減!**
医療保険の請求書や年金請求が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。
また、2021年分所得税の確定申告や、医療費控除の手続きで、マイナンバーカードを通じて自動入力が可能になります。
- マイナンバーカードで医療費控除も便利に!**
マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります。2021年10月(予定)から、また、2021年分所得税の確定申告や、医療費控除の手続きで、マイナンバーカードを通じて自動入力が可能になります。

健康保険証利用申込のお問い合わせ

マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

申し込んでみようかな？

健康講座のご案内

協会けんぽ大阪支部では5名以上参加者のいる加入事業所様へ、「今日からできる職場の健康づくり」をコンセプトに8種類の無料健康講座をご用意しております。

- | | |
|----------------------|------------------------|
| ● リラックス上手になろう | ● お酒の上手なつき合い方 |
| ● 生活習慣のスムーズチェンジで疲労対策 | ● 筋肉を伸ばしてゆるめる肩と腰のセルフケア |
| ● タオル筋トレで職場の体力アップ | ● 自分も相手も大切にするコミュニケーション |
| ● リバウンドしないゆる〜い糖質制限 | ● 今日から始めたい生活習慣病対策 |

※健康講座の申込は先着200社様です。
定員になり次第、受付終了となりますので、ご了承ください。

詳しくは [協会けんぽ大阪支部 健康講座](#) [検索](#)

限度額セットをご利用ください

入院や通院で医療費が高額になりそうな時、「限度額適用認定証」をご利用ください！

※事前申請が必要です

窓口精算の際に保険証と一緒に提示することで、窓口でのお支払いが自己負担限度額までとなります。



年金事務所内 協会けんぽ出張窓口終了のお知らせ

協会けんぽ大阪支部では、加入者の皆さまのご利用状況を踏まえ、以下の協会けんぽ出張窓口を終了いたします。

お手続きにつきましては郵送をご利用いただけますようお願いいたします。

対象窓口 貝塚 終了日 令和3年1月29日(金)

各種申請書は協会けんぽのホームページからダウンロードできます

発行元

協会けんぽ 保険

全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

電話 ☎ 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間 ☎ 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒550-8510 大阪市西区本町1-11-7 信濃橋三井ビル6F

健康保険委員だより



News from kenpo.

SAKA

秋
2020

令和2年度 健康保険委員表彰のお知らせ

日頃より、協会けんぽと従業員の皆さまの架け橋として、健康保険事業の推進・発展のために活躍いただいている健康保険委員の皆さまの長年の活動や功績に感謝の意を表し、令和2年11月18日(水)にTKPガーデンシティ大阪淀屋橋にて、表彰させていただきました。

全国健康保険協会
理事長表彰

塔筋 浩司 様
塔筋 浩司 様

加島製工 株式会社
服部 慶治 様
(五十音順)

全国健康保険協会
支部長表彰

丸木産業 株式会社
雨堤 淳子 様
五郊マルシン 株式会社
北川 富美子 様
協和ガス 株式会社
西村 幸子 様

株式会社 アライズ イクワン
稲垣 弘子 様
株式会社 健康開発
谷口 清和 様
岩谷クリエイティブ 株式会社
藤川 香織 様

共和産業 株式会社
川口 淳子 様
一般財団法人 大阪教育文化振興財団
中瀬 和之 様
医療法人 光愛会 光愛病院
横江 邦彦 様
(五十音順)

秋号特典 オリジナル卓上カレンダー

健康保険委員の皆さまに、健康保険業務に役立つ情報を記載したオリジナル卓上カレンダーを同封しております。ぜひ日々の業務にお役立てください。



健康保険委員さまへのお願い

「協会けんぽのカレンダー」は、数に限りがあるため健康保険委員一人様につき一部とさせていただきます。ご理解のほどよろしくお願いいたします。



事業主記入が必要な申請書

傷病手当金支給申請書編

記入例

<被保険者が記入>

P1

傷病手当金は、被保険者が仕事・通勤途上以外のケガや病気で仕事を休み、その間事業主から給料を受けられないときの生活保障です。仕事に4日以上就けなかった場合は「傷病手当金支給申請書」を記入し、協会けんぽへご提出ください。

詳細情報はホームページもしくは協会けんぽのしおり(P25-29)をご覧ください。



<被保険者が記入>

P2

ケガ(骨折、捻挫等)の場合は別途傷患原因書を添付ください。

<療養担当者(医師等)が記入>

P4

記入もれ多発!!
必ずご記入ください。

分からないことがあれば、お聞きください!



ホームページやしおりでも情報をさがさん!



傷病手当金とは...

ここは、どう書いたらいいんだろう...



記入例

<事業主が記入>

P3

月給、時間給等給与の種類に問わずご記入ください。

記入もれのないよう最終の確認をお願いします



事業主印を押す。(角印不可)

【協会けんぽのしおり誤植のお詫び】

協会けんぽのしおりにおきまして、一部表記に誤謬がございました。皆さまには大変ご迷惑をおかけしましたこと、深くお詫び申し上げます。つきましては、再封の正誤表をご確認ください。

勤務状況について

様日が

- 未 の 場 合...当月初日～末日の状況を記入
- 25日の場合...前月26日～当月25日の状況を記入



給与(諸手当を含む)の支払いが全くない場合は「0」と記入。

● 欠勤控除ありの場合...1か月単位の計算方法を記入

● 欠勤控除なしの場合...欠勤控除なしと記入

賃金計算日以後の日付を記入。(今回の場合は、末日以降の日付を記入)



事業主の皆さまへ【重要なお知らせ】
従業員の皆さまへご案内いたしますよう、お願いいたします。

2021年3月 から マイナンバーカードが 健康保険証として利用できるようになります！

※医療機関・薬局によって開始時期が異なります。
利用できる医療機関・薬局については、今後、厚生労働省・社会保険診療報酬支払基金のホームページで公表予定です。



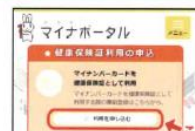
1 マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

2 オンラインであなたの 医療保険資格を確認！

マイナンバーカードのにチップにある
電子証明書により医療保険の資格をオン
ラインで確認します。

利用申込はカンタン！



マイナンバーカードを健康保険証として
利用するためには、申込が必要です。利用
の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索や
オンライン申請がワンストップでできたり、行政からの
お知らせを受け取ることができる専用のサイトです。



どんないいことが？ 6つのメリット

1 健康保険証として ずっと使える！

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、
引越ししても保険証の切替を待たずに
カードで通院できます。

2 医療保険の資格確認が スピーディーに！

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療
保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の
窓口における事務処理の効率化が期待でき
ます。

3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に！

医療保険適用外認定がなくても、高額療養費制度
における自己負担額の上限が免除されます。

4 健康管理や医療の質が向上！

マイナポータルで、2021年3月(予定)から
自分の特定健診情報、2021年10月(予定)から
自分の医療機関を確認できるようになります。
※特定健診情報(健康情報)は、マイナポータルに
公開されます。

5 医療保険の 事務コストの削減！

医療保険の請求書や請求書控えの提出など、
医療機関や薬局の事務処理のコスト削減にも
なります。

6 マイナンバーカードで 医療保険料を便利に！

マイナポータルを利用して、ご自身の医療保険料率
を確認できるようになります(2021年10月予定)。
また、2021年分所得税の確定申告から、医療保
険料の手続きで、マイナポータルを通して自動入
力が可能になります。

健康保険証利用申込のお問い合わせ マイナンバー総合フリーダイヤル 0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。【受付】平日9:30~20:00、土日祝9:30~17:30

健康保険委員 だより



News from kenpo.

SAKA

ご確認ください！

令和3年3月分
(4月納付分)から

保険料率が改定 されます！

健康保険料率(大阪支部)

現行
給与・賞与の **10.22%**

令和3年3月(4月納付分)から

10.29%

介護保険料率

現行
給与・賞与の **1.79%**

令和3年3月(4月納付分)から

1.80%

※40~64歳までの方(介護保険第2号被保険者)には、健康保険料率に全国一律の介護保険料率が加わりま
す。
※賞与については支給日が3月1日分、変更後の保険料率が適用されます。

インセンティブ制度について

皆さまの取組で保険料率をおトクに！

インセンティブ制度とは、協会けんぽの加入者及び事業主の皆さまの取組
に応じて、支部ごとにインセンティブ(報奨金)を付与し、各都道府県支部の
「健康保険料率」に反映させる制度です。

令和元年度の取組結果が令和3年度の保険料率に反映させるなど、当該
年度の取組は翌々年度の保険料率に反映させる仕組みとなっております。

7分でわかる
制度動画はこちら



協会けんぽ山形支部のYoutubeサイトへリンクします。



全国健康保険協会 大阪支部
協会けんぽ

発行元

協会けんぽ 検索

電話 06-7711-4300(自動音声案内) おかけ間違いにご注意ください
受付時間 8:30~17:15まで(土・日・祝日・年末年始を除く)
〒550-8510 大阪市西区南堀本町1-11-7 信濃橋三井ビル6F

R3.3



5つの評価指標と皆さまへのお願い

令和元年度大阪支部の総合順位は **43位** と非常に厳しい状況にあります。保険料率抑制のためには、皆さまのご協力が必要です。評価指標の向上を目指し、取組をお願い致します。

ご協力をお願い致します！



特定健診等の実施率

早期発見が大切です！

全国
46位
実施率
45.2%

1位 山形支部
73.8%

協会けんぽの健診受診を
お願いします!!



特定保健指導の実施率

皆さまの生活改善を
サポートします！

全国
42位
実施率
12.5%

1位 香川支部
36.1%

特定保健指導を
ご利用ください。



後発医薬品の使用割合

安心で安全な
お薬をもっと安く！

全国
40位
使用割合
74.3%

1位 沖縄支部
87.6%

ジェネリック医薬品
(後発医薬品)を
ご選択ください。



要治療者の医療機関受診率

あなたの行動が未来を変えます！

全国
18位
受診率
10.9%

1位 福井支部
17.3%

健診結果で「要治療」の
判定を受けた方は、
医療機関への受診を
お願いします。



特定保健指導対象者の減少率

ライフスタイルを変えましょう！

全国
16位
減少率
33.5%

1位 滋賀支部
35.5%

日頃から健康づくりを
お願いします。



すべての加入者及び事業主の皆さまの健康への取組が医療費適正化につながります。協会けんぽも皆さまの取組を全力でサポートさせていただきますので、一緒に取り組んでいきましょう!



特典のご案内

ぜひ、
ご利用ください!



セットになっていると
とても便利ね!

協会けんぽ 継続セット



退職後の任意継続保険の手続きに必要な書類をセットにしました。

事前に下記のFAX送信票にてご依頼いただき、退職予定の従業員さまにお渡しください。
毎年4月は、当協会の窓口も大変混み合います。郵送にてご申請いただくよう、ご協力をお願いいたします。

セット内容

- 健康保険任意継続被保険者資格取得申出書(記入の手引き付)
- 退職後の健康保険のご案内
- 大阪支部宛返信用封筒(切手要)



オリジナル健康づくり啓発ポスター

従業員の皆さまの健康づくりにぜひご活用ください。

ご希望の場合は、4枚1セットで送付いたしますので、下記のFAX送信票にてご依頼ください。

我が社も社内に
貼ってみようかな!



サンプルとして
掲載しました

ポスターセット



お取り寄せはこちらから!

ポスター・継続セットFAX送信票

FAX:06-7711-4610

このページをコピーして必要事項を記入の上
FAXにてお申し込みください。

保険証記号 ※左詰めでご記入ください 保険証記号は上部の数字(7ケタもしくは8ケタ)です。 下部の保険者番号ではありませんのでご注意ください。			
健康保険委員氏名		①継続セット	
事業所名		部	
電話番号		②ポスターセット	
		部	

※随時お送りさせていただきますので、発送までお時間をいただく場合がございます。